

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び同年○月○日付けで同人に対してした同法による葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月、Aに採用され、調理補助、接客等の業務に従事していたところ、平成○年○月○日○時○分頃、自殺を図り、B病院に救急搬送され加療したが、同年○月○日「敗血症」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、給付基礎日額○円に応ずる遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件給付基礎日額の判断に当たって、監督署長及び審査官は、事業主Cからの報告書の「父の友人の子でもあることで、時給〇円、月に6日位の休みということで、昼12時から21時（実労8時間）で約〇万円位と説明し、了解して頂きました。」との記載に基づき、被災者の時給は〇円であると認定している。

一方、請求人らは、請求人作成の陳述書で「私（被災者の父）とC氏（事業主）の父は、友人関係にあり、もともとC氏の店で働かないかという話は、C氏の父から私宛になされました。そして、当初の話では、時給〇円で、勤務時間は正午から午後10時までであり、〇万円程の給与であるとC氏の父から聞いていました。」と述べ、監督署長は事業場が支払うと約束した時給〇円に基づき平均賃金額を算定すべきと主張する。

当審査会としては、請求人らの主張する陳述書の内容は、親同士の単なる話しであり、この段階では被災者と事業主との間に労働契約が成立していたとは認められず、本件においては、当時の「就業規則」や「賃金規定」はなく、また、「契約書」等の書面も存在していないことから、被災者の時給は事業主の報告書に記載された〇円を採用することが妥当と判断する。

- (2) 次に、被災者の労働時間について、事業主Cは監督署の聴取において「労働時間についてはタイムカードなどでの管理はしていませんでしたが、出勤日ごとに出退勤の記録を私が紙に記し、Dさん（被災者）にその内容について説明をした上でその月の給料を払っていました。記録した紙は給料を払った後に随時処分してしまっていて、手元には全く残っていません。」と申述しており、被災者の賃金について記載した唯一残存する資料である領収証には、総労働時間数、時間外労働手当及び深夜労働手当などの明細の記載はなく、単に月額と

推認できる賃金が記載されているだけとなっている。

この点、監督署長は、事業主Cが聴取書において、「予約がない日は、昼の12時から夜の9時までの勤務で休憩は1時間。お昼の予約がある場合、午前10時頃に出勤し、午後3時頃まで接客業に従事し、その後4時頃まで後片付けを行う。その後に夜の予約が入っていれば、予約時間の2時間前までに再度出勤する。夜の予約がある場合、午後10時頃までは接客等に従事し、その後1時間程後片付けを行い、午後11時頃にはその日の仕事が終了する。」と申述していることに基づいて、売上帳に年月日・品名・数量・単価・売上金額が記載された日を予約がある日として勤務時間を午前10時から午後11時とし、予約がない日については、午後0時から午後9時としている。

さらに、パソコンのログ記録の起点が午前10時より前の場合及びログ記録が午後11時以降の場合、ログ記録の時間を採用している。

本件の場合には、タイムカード等による労働時間の管理がなされておらず、労働時間を記したとする書面についても全て処分され労働時間を明らかにする資料がないことから、監督署長は、上記のとおり、被災者の労働時間を推計しており、当審査会としても監督署長が算定した労働時間は妥当なものであると判断する。

- (3) また、監督署長は、上記により認定した労働時間に基づき、1日8時間を超えた労働時間を時間外労働とし、かつ、深夜労働、休日労働及び当該飲食店に適用される1週44時間の法定労働時間を超えた割増賃金についても加味した上で給付基礎日額を算定しており、当審査会としても妥当なものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした被災者の給付基礎日額を〇円として遺族補償給付及び葬祭料を支給するとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。